



令和5年度版 西尾市学習用タブレット運用ガイドブック ＜保護者用＞

目次

- I はじめに
- II 学習用タブレットの使い方
- III 児童生徒を守るために
- IV おわりに

I はじめに

G I G Aスクール構想の実施にともない、西尾市では令和3年度より全ての児童生徒に対し学習用タブレット（i P a d）が貸与されています。このガイドブックは、児童生徒が安心・安全な環境で、学習用タブレットを活用した学習に取り組めるように、適切な使用方法やルール・マナーについてまとめたものです。

本年度より学習用タブレットを活用した家庭学習が拡大されます。保護者の皆様も本ガイドブックの内容についてご理解ください。

Ⅱ 学習用タブレットの使い方

1 使用の目的

- 自ら目標を立て、計画的に学ぶ力の育成―――＜自立・自律性＞
- 情報を選択し、つなげて、伝える力の育成―――＜言語能力、情報活用能力＞
- 問いを創り、他者とともに解決する力の育成―――＜協働性、課題発見・解決能力＞

2 使用する期間

- 小学校及び義務教育学校（前期課程）の間は学年が変わっても同じタブレットを使用し、卒業時に返却します。
- 中学校及び義務教育学校（後期課程）の間は学年が変わっても同じタブレットを使用し、卒業時に返却します。
- 返却後は他の児童生徒が使用します。大切に使用しましょう。

3 使用する場所

- 学校の授業等で使用します。
- 校外学習等で校外に持ち出して使用することがあります。
- 学校が指定する日に、家庭へ持ち帰って使用します。

4 保管する場所

- 学校では鍵がかかり、充電できる保管庫に保管します。
 - ・毎朝決められた時間に保管庫から出し、帰りに保管庫に片付けます。
 - ・授業中及び休み時間は各自で管理します。
 - ・許可なく学校の外に持ち出しません。

5 故障・紛失の防止

- 付属のケース及び保護フィルムを装着して使用します。
- 水にぬれる恐れのある使い方はしません。
 - ・ぬれた手で触ったり、飲み物を近くに置いたりしません。
 - ・飲んだり、食べたりしながら使用しません。
 - ・浴室等の湿気の多い場所では使用しません。
- ほこりや細かいゴミの多いところでは使用しません。
- 強い日差しやストーブの近くなど、高温になるところでは使用しません。
- 置き忘れてたり、紛失したりしないように、自分の近くに置いて使用します。
- 持ったまま走ったり（落とす）、地面に置いたり（踏まれる）するなど、破損が予想される使い方はしません。
- 画面は指かタッチペンで触れます。鉛筆やボールペン等の固いものでは触れません。

6 データの管理

- 学習活動等で作成したデータやインターネットから取り込んだデータは、先生から許可されたものだけを学校指定のクラウドに保存します。
- 私物のパソコンやタブレット等から学校指定のクラウドに接続しません。
- 私物のパソコンやUSBメモリ等の記録媒体を学習用タブレットに接続しません。

7 設定・ユーザーアカウントの管理

- ユーザーアカウントは教育委員会が指定したものを使用します。
※教育委員会の許可なく変更してはいけません。
※指定のアカウント以外のアカウント（個人の Zoom アカウント等）を使用してはいけません。
- 学校、家庭、学校が許可した公的機関等の Wi-Fi 以外には接続しません。
- セルフサービス内のアプリをインストールするなど、設定を変更する場合は、先生の許可を得ます。

8 個人情報の管理・情報モラル

- 学習用タブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- パスコードやパスワードは、保護者以外には教えません。
- 自分や他人の個人情報（名前・住所・電話番号・メールアドレス・生年月日等）をインターネット上に公開したり、SNSで教えたりしません。
- 相手を傷つけたり、嫌な気持ちにさせたりするような使い方はしません。
- 写真や動画を撮影するときは、必ず撮影する相手や所有者の許可をもらいます。

9 健康管理

- 目を画面から 30 cm 以上離し、正しい姿勢で使います。
- 30 分に一度は 20 秒以上遠くを見るなど、ときどき目を休ませます。

10 トラブル対応

- あやしいWEBサイトに入ってしまったときなど、危険を感じたらすぐに使用を止め、身近な大人（先生や保護者）に知らせます。
- 破損、故障、紛失したときは、すぐに身近な大人（先生や保護者）に知らせます。

11 家庭での使い方

- 登下校中は、ランドセル、カバン等から出しません。
- 学習目的以外（趣味で Web サイトにアクセスする等）で使用しません。
- 使用する時間を家族と話し合っ て決めます。
（例）小学生は夜 9 時、中学生は夜 10 時まで。
（例）就寝 30 分前からは使用しない。
※夜 10 時から翌朝 6 時までにはインターネットへの接続ができなくなります。

12 使用の制限

- これらのルールが守れないときは、学習用タブレットを使用できなくなります。

13 破損・故障時の保証

- 通常使用における破損・故障は保証の対象です。⇒ 保護者の負担はありません。
（例）部品やアプリの不具合で電源が入らなくなった。
（例）使用中や持ち運びの途中に落としてしまった。
（例）屋外での使用中に雨が降ってきて濡れてしまった。
- 故意や不注意・無理な使い方等、次のような場合は保証の対象となりません。
⇒ 保護者の負担になる場合があります。
（例）わざと物をぶついたり、投げたりして壊してしまった。
（例）外へ持ち出して失くしてしまった。
（例）タブレットの横に飲み物を置き、こぼれて濡らしてしまった。

Ⅲ 児童生徒を守るために

- 教職員、保護者が情報セキュリティ、情報モラルに関する正しい知識をもち、手本となることが大切です。
- 問題が起きたときは、学校内または、学校と家庭で情報を共有し、速やかに対応することが大切です。

危険な行為	参考情報
個人情報インターネットに流出してしまう。	○タブレットで扱ってよい個人情報 姓または名、成果物（意見、作品、レポート等）、個人名が特定されない写真や動画 ×タブレットで扱ってはいけない個人情報 住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、個人名が特定される写真や動画、成績などの情報
違法な画像や動画等をダウンロードして他者の権利や肖像権を侵害する。	・インターネット上の写真や動画、文書は全てその作者に著作権があります（無料サイトを含む）。利用する場合は著作者の許諾が必要です。 ※授業での利用は例外として認められる場合があります。
パスワード等を忘れる。 パスワード等を変更する。	・忘れた場合、学校から本人に伝えます。 ・パスワード等は勝手に変更してはいけません。教育委員会による設定・保守・管理ができなくなります。
設定を変更する。 個人的にアプリをインストールする。	・学校に許可なく設定を変更してはいけません。 ・個人的にアプリをインストールしてはいけません（基本的にできないように設定されています）。
学校外でWi-Fiに接続し、情報が盗まれる。	・学校外では、自宅のWi-Fiもしくは学校が許可したWi-Fi以外へは接続してはいけません。
有害なコンテンツに接続してしまう。	・基本的には接続できないように設定してありますが、保護者の見守りが大切です。心配な状況が見られた場合には、すぐに学校へ連絡してください。
有料サービスに接続し、課金が発生してしまう。	・基本的には接続できないように設定してありますが、請求等があった場合には、すぐに学校へ連絡してください（請求額の補償はできません）。

Ⅳ おわりに

児童生徒に求められる時代の変化に対応した資質能力の一つに、情報活用能力が挙げられます。今後の時代変化は予測困難ですが、学校の教育活動は、訪れる変化を前向きに受け止めていきます。「一人一台端末」が実現することにより、ICTを活用しながら、西尾市の児童生徒の個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びを実現できるよう今後も支援していきます。

西尾市教育委員会